

日出づる国の服はぬ星神 —常陸国における星神・香香背男伝承の歴史地理学的研究—

石井 辰弥

(佐々木 高弘ゼミ)

目次

はじめに

第一章 常陸国の地理的意義

第一節 常陸国について

第二節 常陸国と日高見国

第三節 常陸国と蝦夷征討

第一章まとめ

第二章 星神・香香背男

第一節 伝承の場所と先行研究

第二節 日本書紀

第三節 境界

第四節 交通と蝦夷征討

第三章 倭文神・建葉槌命

第一節 倭文について

第二節 常陸国と倭文

第四章 考察

おわりに

はじめに

本研究では、星神・香香背男⁽¹⁾(別称、天津甕^{あまつみか}星^{ほし})について『日本書紀』における記述と、それに関連した茨城県内に残る伝承を対象として歴史地理学的に考察を行う。

歴史地理学とは過去を対象とする地理学である。また歴史地理学は現実世界 (real world)、イメージ世界 (imagined world)、抽象的世界 (abstract world) の三つの研究領域に分類される。

現実世界は過去の現実的な地理に関する研究領域で、資料上に登場する地名の現地比定や、歴史的景観の分析を通じて過去の現実世界を可能な限り復原し、過去の地理を描出する研究である。また、従来の研究ではできる限り主観を排し、客観的な地理像を描くことが努められてきたが、近年

では主観的な部分にも地理学的な真理が含まれていることが強調されるようになった。

イメージ世界とは、絵画や文学などの芸術作品をも対象として、過去の社会や人間が抱いていた地理的イメージを解明し、それを通じて過去の地理の様相や生活世界の諸原理を探ろうとする立場である。イメージは人間の空間的行動や意思決定に重要な役割を果たしているため、文化や価値観が異なる過去の社会を理解するのに有効な研究である。

抽象的世界は、過去のさまざまな現象を素材として人類共通の普遍的な空間行動を研究することで、抽象的な空間モデルを構築しようとする研究である⁽²⁾。

また、本論では特に環境知覚研究を中心に取り上げる。環境知覚研究とは環境に対する人間の知覚に焦点を当てたもので、文化集団はそれぞれが環境に対するメンタルイメージを持っているとされる⁽³⁾。まったく同じ環境に置かれても、それをどう評価するかというのは主体側の文化や宗教などによって異なる。つまり、環境をどのようにとらえて評価するか、というのが環境知覚である⁽⁴⁾。ここでいう環境には自然の他に、人間を取り巻く人文、社会の状態も含まれる⁽⁵⁾。

環境知覚研究について、佐々木高弘は神話の地理学的研究に対して有効であると述べている。その理由について佐々木は次のように述べている。「神話はそれを信じる社会に属する人々の、あらゆる行動を規定するからである。であるなら、人々の環境を見る態度、つまりまなざしをも規定した可能性がある。今、私たちの自然へのまなざしは、当然近代科学的世界観に基づいている。(中略)それでは、そうでない世界観に属する人たちは山や川をどのように見ていたのか。このような視点から、人間と環境の関係を研究しているのが、環境知覚研究である。なぜなら、このようなまなざし

しが環境に対する、私たちの地理的行動に影響を及ぼすからである⁽⁶⁾」。

本研究では以下の説話を対象とする。

『日本書紀』の記述

①「一云、二神、遂誅邪神及草木石類、皆已平了。其所不服者、唯星神香香背男耳。故加遣倭文神建葉槌命者則服。故二神登天也。倭文神、此云斯圖梨俄未。」(本文)

(訳：一説に、二神はついに邪神と草、木、石の類を誅伐して、すっかり平定し終えた。唯一従わない神は、星の神の香香背男だけであった。そこで、また倭文神の建葉槌命を遣わすと、この神(香香背男)も服従した。それで二柱の神は天に登ったという。「倭文神」はここではシトリガミという。)⁽⁷⁾

②「一書曰、天神、遣経津主神・武甕槌神、使平定葦原中国。時二神曰『天有悪神、名曰天津甕星、亦名天香香背男。請先誅此神、然後下撥葦原中国。』」(一書第二)

(訳：一書に伝えていう。天神は経津主神・武甕槌神を遣わして葦原中国を平定させられた。その時、二柱の神は、「天に悪神がいます。名を天津甕星と言います。またの名は天香香背男。どうかまずこの神を誅して、その後降って葦原中国を平定いたしたく存じまず。』)⁽⁸⁾

茨城県の伝承⁽⁹⁾

神代の昔、鹿島と香取の神が常陸国を平定しようと進軍したが、地方一帯を支配していた香香背男が頑強に抵抗し悩まされた。香香背男は勝ち誇って巨岩に化けて生長しその勢いは天を突くほどであった。その時、静の里で機織りを教えていた健葉槌命が鎧に身を固め、鉄の靴(あるいは金の靴ともいう)で巨岩と化した香香背男を蹴り殺した。すると巨岩は三つに砕けて飛び散り、一つは那珂郡の石神に、一つは東茨城郡の石塚に、もう一つは笠間の石井に落ちた。大甕神社の巨岩は「宿魂石」と呼ばれる。

第一章 常陸国の地理的意義

ここでは、常陸国^{ひたち}が古代において地理的にどのような意義があったのかを検討する。

第一節 常陸国について

常陸国は『延喜式』に記載された国力の等級区分によると大国とされ、これは大、上、中、下の区分において最上位であった⁽¹⁰⁾。また、遠近区分では遠国であり、近、中、遠のなかで中央から最も遠い区分にあたる⁽¹¹⁾。律令国としての常陸国の成立についての詳細は不明だが、『日本書紀』第二十七卷 天智天皇十年の条に常陸国と見えることから遅くとも天智朝には成立し、国司が任命されていたと思われる⁽¹²⁾。五畿七道制定後は東海道に属し、東海道の東の果てに位置する⁽¹³⁾。

第二節 常陸国と日高見国

「日高見国」とは、「太陽の地」の意味を持つ地名である⁽¹⁴⁾。また「日高見」は「日が夕方に近づく」という意味の「日降チ」^{ひぐた}の反対で、「日が高く昇る」という意味をもち、日高見国は東方の国の意とされる⁽¹⁵⁾。

この日高見国について『常陸国風土記』逸文には次のように記されている。

信太の郡。(云々) 古老の曰はく「難波の長柄の豊前の宮に御宇ひし天皇の御世、癸丑年に、小山上の物部の河内、大乙上の物部の会津ら、総領なる高向の大夫らに請ひて、筑波と茨城の郡との七百の戸を分きて、信太の郡を置く」といへり。この地はもと日高見の国なり。

(訳：信太の郡。(中略) 古老が次のように伝えている。「難波の長柄の豊前の宮で天下を治められた天皇(孝徳)の御世の癸丑年(白雉四年—653年)に、小山上の物部の河内と大乙上の物部の会津たちが、総領である高向の卿たちに申請して、筑波の郡の家と茨城の郡の家の七百軒を分割して、信太の郡を置いた」という。この新設の信太の郡の地は、もと日高見の国といった所である。)⁽¹⁶⁾

この記述からかつて常陸国の一部である信太郡が日高見国と呼ばれていたことがわかる。また、日高見国に関する記述は『日本書紀』景行紀にも二度、現れる。

- ①武内宿禰、東国より還て奏して言さく、「東夷の中に、日高見国有り。其の国の人、男女並に椎結文身し、為人勇悍なり。是総て蝦夷と曰ふ。亦土地沃壤にして曠し。撃ちて取るべし」とまをす。

(訳：武内宿禰は東国より帰還して奏上して、「東方の鄙の国の中に、日高見国があります。その国の人々は、男女とも槌型に髪を結び上げ、身体に入墨をして、その人となりは勇猛果敢です。これをすべて蝦夷と申します。また、土地は肥沃で広大です。これを攻めて撃ち取りましょう」と申し上げた。)⁽¹⁷⁾

- ②蝦夷既に平ぎ、日高見国より還りて、西南常陸を歴て、甲斐国に至りたまひ、酒折宮に居します。

(訳：(日本武尊は) 蝦夷を残らず平定して、日高見国より引き返して、西南方の常陸を経て、甲斐国に至り、酒折宮にご滞在になった。)⁽¹⁸⁾

この日本書紀の記述では東国に派遣されていた武内宿禰が、東方の日高見国を朝廷に報告し、その後日本武尊が派遣されている。ここにおける日高見国は常陸国やその一部ではなく蝦夷の土地の名となっている。

また、祝詞「六月晦大祓」には「四方の国中に、大倭日高見の国を安国と定めまつりて」という一節があるが、これは日向国に降臨した瓊瓊杵尊の視点によるもので、大倭日高見の国は日向から見て東に位置する大和国を指している⁽¹⁹⁾。

上記の三つの日高見国は独立に発生した地名ではなく、大和朝廷の勢力拡大に伴い東遷し、大和から常陸へ、常陸から蝦夷の地(後の陸奥国)へと移っていったものと思われる⁽²⁰⁾。この日高見国とは東に勢力を拡大していった大和朝廷から見た「東限の地」を指す呼称であった⁽²¹⁾。つまり、常陸国の一部が日高見国と呼ばれていたことは、常陸国もしくはその一部がかつては大和朝廷の勢

力下の東限であったことを示している。

第三節 常陸国と蝦夷征討

日本が律令国家として確立していく過程で、東北地方の開発が積極的に行われ国家の力が進むと、海道と蝦夷の間に不穏な動きが高まってくる。常陸国は陸奥国と境を接する辺要の地として、早くから重要視されてきた。奈良時代から平安時代初期にかけての蝦夷征討は、和銅二(709)年、養老四(720)年、神亀元(724)年、宝亀五(774)年・七(776)年・十一(780)年、延暦七(788)年・十三(794)年・二十(801)年、弘仁二(811)年に行われたが、この合間にも植民、物資の調達・輸送、道路の開発、俘囚(朝廷の支配に属するようになった蝦夷)の内地移住が絶えず実施されていた。常陸国の住民は和銅二(709)年に行われた律令国家による初めての征討から軍役に徴発されており、その後も軍糧・武器の調達、補給物資の輸送、陸奥への移民などの役を担った⁽²²⁾⁽²³⁾⁽²⁴⁾。

特に、宝亀から延暦年間(770～805)にかけての大規模な征討は坂東諸国の物資・兵力の補給が必要不可欠であり、そのような状況で常陸国は陸奥国多賀城に最も近い補給地として重要な国であった⁽²⁵⁾。この時期の遺跡として注目すべきは八世紀末から九世紀初頭につくられたと推測される鹿の子遺跡である。鹿の子遺跡は現在の茨城県石岡市に位置するが、ここは常陸国府に近接した地であり、住居・工房・鍛冶場などが存在していた。この遺跡からは刀子・鎌・釘・甲の小札(こざね)などの武器をはじめとした多量の鉄製品が発見され、また出土する墨書土器には「矢作部」「大刀」「鞘作」など武器に関わる物が多い⁽²⁶⁾。おそらくここで生産された武器類が、蝦夷征討のために陸奥国に送られたものと考えられる⁽²⁷⁾。

また、奈良時代の常陸国守に任命された人々を見ても、蝦夷征討に際して常陸国が重要視されていたことが窺える⁽²⁸⁾。神亀元(724)年に海道の蝦夷征討の持節大將軍となった藤原朝臣宇合や、天平九(737)年に征夷副使として陸奥国玉造柵を鎮した坂本朝臣字頭麻佐、天平十二(740)年に藤原広嗣の乱に際し征討副將軍に任命された紀朝臣飯麻呂、天平十五(743)年と十八(746)年の二度にわたり陸奥守に任命された百濟王敬福な

ど、武功に優れたり、陸奥国の情勢に通じた人物が常陸国守に任命されているのである⁽²⁹⁾。

このように蝦夷征討に際し、戦略的に重要な位置にあった常陸国であったが、その負担は莫大なものであったと思われる。当時の農民の中には租税や征夷の負担から免れようとする人々が次々と現れたことがそれを象徴している。鹿島神宮の神賤になることを願った人々がそれで、律令の規定では賤民は課役を免除されていたため、課役の負担によって苦しむよりも自ら賤民になることを選んだのである⁽³⁰⁾。しかし延暦七年の征討に際して鹿島神宮の神賤が徴発されている。これは神賤に組み込まれる人々が絶えなかったため、律令の規定を破って神賤を征討に動員したものである⁽³¹⁾。このことは、規定を破らなければならないほどに神賤となって課役を逃れようとした人々が多かったこと、そして多くの人が賤民となることを望むほどに当時の農民への負担が大きかったことを物語っている。

常陸国以外でも下野国では課役を免れるために870人の百姓が陸奥国に逃亡している⁽³²⁾。また八世紀末には武蔵国・下総国・上野国・下野国において正倉神火事件が起こっている。神火とは落雷による火災であるが、実際には放火であることが多く、特に上記の国々で起きたものは征討事業に関連する負担の増大に対する東国諸国の不満や抵抗から来るものと推測されている⁽³³⁾。

常陸国を含む東国諸国は陸奥国への物資輸送や、兵員供給の役を担っていたが、これらの蝦夷征討事業に関する負担は非常に大きかったのである。

上記のように、常陸国と陸奥国の間には蝦夷征討に際しての最前線と補給基地という関係性があったが、これとは別に常陸国と陸奥国の間にはある関係性があった。

『常陸国風土記』多珂郡には次のように記述されている。

久慈との堺の助河も以て、みちのくち道前と為し、陸奥の国石城の郡の苦麻の村を、みちのしり道後と為しき。
(訳：(多珂郡の)久慈との堺の助河を道の前とし、陸奥の国石城の郡の苦麻の村を、道の後とした。)⁽³⁴⁾

多珂郡は常陸国の最も北に位置する郡である。先の記述には、助河を境にしてその北側を多珂郡の「道前」、陸奥国石城郡苦麻村を「道後」としたとあるが、これは多珂郡が東北への入り口になっていたことを示している。つまり、道の前—道の後—道奥という考え方が当時の人々にあったのである⁽³⁵⁾。しかし律令制の行政区分において常陸国は東海道に属し、その最端に位置していた。そうすると多珂郡はその常陸国のなかでの最端に位置しており、多珂郡は東海道の「道後」でなければならない。しかし先述のように「道前」とされているのは多珂郡に入る最初の地である。これは、この「道前」の「道」が東海道ではなく、「道奥」に結びつく「道」を指していることを意味する。「道奥」は陸奥国のことで、東山道・東海道のさらに「奥地」という意味だと思われる。そうすると久慈郡から多珂郡に入る最初の地が「道前」とされたのはこの地が東海道から外れて東北地方と結びついていたことによる。つまり、多珂郡は陸奥の地と考えられていた時期があった⁽³⁶⁾。

このような常陸国と陸奥国との関係に関しては、平城京の西大寺旧境内から見つかった木簡の「常奥」という表記からも知ることができる⁽³⁷⁾。「常奥」は陸奥を示す表記であり、「常陸国の奥」という意味からくるものであると思われるが、陸奥国は東山道に属するため行政区分上は常陸国の奥ではない。しかし、この表記から当時の人々には陸奥国が常陸国の奥にあるという認識があったことがわかる。

第一章まとめ

「日高見」という地名の東遷などから古代において、常陸国の一部が日高見国=東の涯と考えられていた時期が存在したと思われる。また折口信夫は人々の東への移動が常陸国で長く停滞していたことで、常陸国近辺に日高見国を想定した時期が長かったと指摘する⁽³⁸⁾。そのため、常陸国の一部を日高見国とする想定も根強く残り続けることになったと考えられる。

また『更級日記』には「あづま路の道のはてよりも、猶奥つかたに」⁽³⁹⁾とある。これは『新古今和歌集』の「あづま路の道のはてなる常陸帯の

かことばかりも逢はんとぞ思」⁽⁴⁰⁾を基にしたもので、「あづま路の道のはて」とは東海道の最東端に位置する常陸国を指す⁽⁴¹⁾。『更級日記』ではその「常陸国よりもさらに奥地の」という形で、畿内から見た遠さを表現するのに常陸国が使われている。このような用法からは、畿内を中心とした場合における東方の辺境の地としての常陸国に対するイメージを見て取れる。

さらに常陸国は陸奥国と国境を接する辺要の地でもあった。古代における蝦夷征討事業において常陸国は物資・兵力を補給するための重要な土地であったが、その負担は莫大なものであった。また、行政区分を越えて常陸国と陸奥国は同じ延長上に存在するというイメージが当時には存在した。

第二章 星神・香香背男

第一節 伝承の場所と先行研究

現在の茨城県に残る香香背男伝承に関連する場所は以下のとおりである。(伝承については「はじめに」を参照。)

- ①大甕神社⁽⁴²⁾ 鎮座地：日立市久慈町
主祭神：武葉槌命
- ②石神社⁽⁴³⁾ 鎮座地：東海村石神外宿
主祭神：天手力雄命
- ③風隼神社⁽⁴⁴⁾ 鎮座地：城里町石塚
主祭神：武甕槌命
- ④石井神社⁽⁴⁵⁾ 鎮座地：笠間市石井
主祭神：建葉槌命
- ⑤おんねさま⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁷⁾

久慈町の海岸から二キロメートルほどの沖にある磯。かつて海軍が艦砲射撃訓練の的として破壊したため、現在は肉眼ではわかりにくい。香香背男が全盛期に蹴落とした岩である、または蹴られた岩の一部であるなどと言われている。

また本稿では以下の四つの先行研究を参考にした。

1. 『日本書紀』の記述に関する研究

1-1. 勝俣隆の論⁽⁴⁸⁾

勝俣は香香背男は金星であると結論付けている。『日本書紀』における香香背男の記述は天孫降臨に際し、その前段階として葦原中国を平定する場面に最後まで抵抗した神として登場する。天孫降臨は太陽神天照大神の孫にあたる瓊瓊杵尊が日向に降り立つ説話であるが、これは冬至における太陽の復活を表すといわれる。そのため、瓊瓊杵尊が太陽として出現する時に金星＝明けの明星がいつまでも光輝を放っていると太陽の出現を邪魔することになり、香香背男は悪神として描かれたのだと述べている。

1-2. 大館真晴の論⁽⁴⁹⁾

香香背男が実際の天体においてどの星を指しているのか考察した勝俣氏に対し、大館は『日本書紀』の説話における香香背男の機能について考察している。

大館は『日本書紀』では通行を妨げるものに対する「悪」の使用がみられると述べ、この「悪」には以下の三点の特徴があるとする。

- ①『日本書紀』の征討の物語では通行を妨げるものに対して「悪」の表現がなされる。
- ②そしてその用例全てに、妨げるものを殺すといった表現がある。
- ③『日本書紀』で「悪しき神」と表記される四例のうち三例が通行を妨げるものに対して使われる。

これらの特徴を『日本書紀』神代下第九段第二の一書の記述における天津甕星（香香背男）に照らし合わせると、

- ①葦原中国平定の物語である。
- ②天津甕星に対して殺すという意味の「誅」という字が使用される。
- ③天津甕星が悪しき神とされている。

という三点が通行を妨げる「悪」の表現の特徴としておさえることができると述べる。

また、天津甕星の名にある「甕」は古代において境界祭祀に関わる物であったことに着目し、天津甕星が葦原中国平定において何らかの境界において通行の妨げをした神であるとも述べている⁽⁵⁰⁾。

2. 茨城県における伝承の先行研究

2-1. 大和岩雄の論⁽⁵¹⁾

大和は伝承に現れる場所がいずれも古くから交通の要所にあることから、塞の神としての石神とみなしうるとして次のように例を挙げている。石塚は現在も国道123号線と常陸太田市と笠間市を結ぶ道路の交点にあり、さらに那珂川に面して水路の便もある。石井は国道50号と355号の交点にあり、栃木県益子町に向かう街道の基点になっている。そして石神と石名坂（大甕神社の西にある地名）は奥州浜街道と久慈川河口の交点で、海、川、陸の要所である。奥州への陸路はこの道であり、その境の神として大甕神社は山上に鎮座していたとする。

また、沖のおんねさまは港へ出入りする航路上の霊域として畏敬されているとも述べている。

2-2. 日立市史の記述⁽⁵²⁾

日立市史では大甕神社の鎮座する「大甕」の名前は、古代の境界祭祀と関係があるとしている。『播磨国風土記』には丹波と播磨の境界を決めるときに大甕を埋めて国の境とした記述があり、『古事記』孝霊天皇の段には播磨の氷河の前に忌筥（いむいべ 神事に用いる瓶）を据えて神を祭り、播磨から入って吉備国を平定したという記述があることから、国堺に甕を据えて神霊を祀ったことがわかる⁽⁵³⁾。

また、神霊の鎮まる浄き境となったのは、坂、川、山頂近くなどの他に山口と呼ばれる山から麓に移行するあたりが神と人の住む地の境界として神聖視された。江戸時代の絵図で大甕とされている地域一帯は多賀山地への入り口に位置しているためにこれに当てはまる。

さらに大甕は古代には久慈郡たけち高市郷に属しており、高市とは高所に位置した市の意味である。眺望の開けた台地は神聖な場所とされ、人々が多く集まり物品交換や歌垣などいろいろな目的に用いられていた。そしてこの地は交通の要衝であり、そのうえ久慈川河口や入り江の港としての機能も果たしていた。

第二節 日本書紀

香香背男の説話は『日本書紀』に記されている。『日本書紀』は養老四（720）年に完成したとされ

ている⁽⁵⁴⁾。

日本書紀編纂について三浦佑之は『風土記の世界』の中で次のように指摘する⁽⁵⁵⁾。ヤマト王権が国家への道を歩み始めることになったのは7世紀初頭。このころには大陸の帝国は隋から唐に変わり、朝鮮半島も新羅が統一した。

こうした状況下において、できたばかりの日本は唐や新羅の属国にならずに独立国であろうとし、そのために中央集権的な統治機構をもつ国家＝律令制国家へと移行していこうとした。そのために必要な制度を大陸にならって取り入れたが、この制度というのが法＝権力としての律令、根拠＝幻想としての史書、経済＝生活としての貨幣、中心＝天皇としての都であった。そしてこれらのうち「法」（＝権力）と「史」（＝根拠、幻想）はつねに対応する形で並列的に事業が進んで行く。

この「法」と「史」が並列的に進められる必要性について三浦は、制度に従わせるのが永続的な国家の基盤であって刑罰をとともなう強制力をもった法が十全に機能しなければならないと指摘したうえで、「刑罰だけを強化しても永続性は保証されない」、「従属する者たち（国民）が、自分たちは国家に帰属し国家に守られているのだという幻想（信仰・敬愛・共感など）を抱くこと」も必要であるためだと指摘する。そしてこの「幻想」を強固にするために必要なのが、はじまりから今に至る歴史であり、それを記したものが正史・日本書紀なのである。

しかし、最初から日本書紀そのものが企画されていたわけではなく、当初は中国の史書を手本に歴史書を構想していた。中国正史は歴代皇帝の事績を編年体によって記述した「紀」、皇子や臣下の事績を記述した「列伝」、そして刑法、天文、地理などが記された「志」の三部をもつ。これと同じように紀・志・列伝の三部をもつ「日本書」の編纂が当初はもくろまれていたのである。しかし養老四（720）年に成立したのは「紀」三十巻と「系図」一卷であった。そしてその時に奏上されたのが「日本書 紀」であり、これが後に『日本書紀』となった。律令国家としての最初の歴史書編纂事業は「紀」のみで中断してしまい、「志」と「列伝」が編まれることはなかった。

この日本書紀とほぼ同時代に編纂された書物が

二種類存在する。『古事記』と、各律令国の『風土記』である。

『古事記』は和銅五（712）年に元明天皇に献上されたと序文に記されているが、三浦は『口語訳古事記』において次のように述べている⁽⁵⁶⁾。

どちらも天武天皇によって企画されたものでありながら、古事記と日本書紀にはその性格に本質的な違いがある。日本書紀が「律令国家の根拠となる理想の歴史」を記述しようと腐心したのに対して、「ヤマトタケルの反天皇的なイメージ」や「くり返される内部抗争」など、古事記の伝承には「理想の古代国家からはほど遠い」説話が描かれているように読めてしまう。この差異は当時の時代背景から理解することができる。

先述のように、7世紀初頭から日本は律令国家への道を模索し、国家としての正統性を保証するための歴史書の編纂を必要としていた。そしてその歴史書編纂事業の開始から『日本書紀』が成立するまでの道程は平坦ではなかった。歴史書が一応の成立をみるまで多くの試行錯誤が行われたはずで、この試行錯誤の中で生まれ、主流から外れてしまった歴史書の中の 하나가古事記だったのである。

それではなぜ、古事記は主流から外れてしまったのか。それはこの書物の性格が、当時求められていた歴史書と乖離していたことによる。先述のように古事記は「理想の古代国家からはほど遠い」説話が多く記載されている。これは古事記が推古天皇の時代にまとめられた『天皇記』・『国記』に連なろうとするような歴史認識をもっているため、この歴史認識は律令制以前のものであり、律令制古代国家にとっては旧時代的な歴史でしかなかった。新たな律令国家として歩を進めるために当時求められていたのは、その正統性を保証する「律令国家の根拠となる理想の歴史」であった。そのため時代に逆行しているような歴史を載せた古事記は、正史とはなり得ずに主流から外れてしまったのである。

その性格故に主流から外れてしまった古事記に対して、『風土記』はやや事情が異なる。三浦は『風土記』についても以下のように述べられている⁽⁵⁷⁾。

和銅六（713）年に律令政府から発せられた命

令によって各律令国で編纂されたのが、現在『風土記』とよばれている書物であるといわれている。この時の命令を整理すると次の五項目にまとめられる。

- ①郡や郷の名前に好ましい漢字をつける
- ②特産品の目録を作成する
- ③土地の肥沃状態を記録する
- ④山川原野の名前の由来を記す
- ⑤古老が相伝する旧聞異事を載せる

『風土記』にはこれら五項目が内容として記載されている。

三浦はこの風土記の成立と、『日本書紀』の成立が関わっていることを指摘している。

先述のように『日本書紀』は本来、「日本書・紀」であった。しかし何らかの理由により「紀」だけで編纂は中断し、「志」や「列伝」が編まれることなく編纂事業は終わってしまう。そしてこの「志」の中の地理志を実現するために、その材料を収集する目的で諸国に提出を命じたものが和銅六年に発せられた命令であった。

各国から「解」として中央政府に提出された地理志の材料であったが、「日本書」自体の構想が頓挫したためそのいくつかは『風土記』という名前で後世に伝わることとなったのである。

以上が『日本書紀』・『古事記』・『風土記』のそれぞれの性格であるが、ここで再びそれを簡単にまとめると次のようになる。

律令国家の正式な歴史書として編纂されたのが『日本書紀』。史書編纂の過程で生まれながら主流から外れてしまった歴史書の一つが『古事記』。そして地理志編纂構想の中で、その材料として各国に提出させたのが『風土記』である。

古事記や風土記とは違い、国家の正式な歴史書である日本書紀だが、本文は天地開闢の「神話」ではじまる。本論で扱っている香香背男の説話も神話が載せられている「神代下」の中にある。佐々木高弘は伝説や昔話との比較の中で神話について次のように述べている⁽⁵⁸⁾。

神話はこの世のはじめにおける出来事、宇宙や人間や文化の起源などについて伝承し、多くの場合において話の中心は神々である。また神話の語る時間は原古で不明だが、出来事の生じた場所は実在する場合が多い。さらに神話は当該社会にお

表 2-1：神話・伝説・昔話の特性（佐々木高弘『民話の地理学』古今書院 2003年 p.218より）

	話の内容	当事者の態度	機能	時間	場所	人物
神話	神々が中心	疑ってはならない	権力	原古	特定	特定・神
伝説	妖怪等が中心	真实性を主張	歴史	特定	特定	特定
昔話	人間が中心	フィクション	娯楽・教訓	不特定	不特定	不特定

いて有効な場合に人々の行動や知覚をあらゆる点から規定、呪縛する。そのような時人々はその神話を疑うことができない。そうすると神話は権力と結びつき、権力として機能する。

これに対して伝説は、本当にあったと言い伝えられてきた伝承で、神話よりは新しい時代を語る。伝説は語られる際に真实性を主張するために、時代や場所や人物などを特定して語られる。そうして具体的な証拠とともに語られることで当事者にとって実際に過去にあったこと＝歴史としての役割を果たす。

そして昔話は時代、場所、人物ともに架空となり、語り手も聞き手もフィクションとして認識する。多くの場合、昔話は娯楽や教訓であった。

神話、伝説、昔話は以上のように分類することができるが、実際にはこれら三者は複雑に関連し合い、厳密に区別できない場合もあると佐々木は指摘する⁽⁵⁹⁾。

天地開闢から始まり、天皇が現れるまでは具体的な時間に関する記述がなく、神々を中心に展開される日本書紀の説話群は神話であると考えることができる。そうすると、日本書紀の説話には権力としての機能があると考えられる。これは先述の三浦の、権力である「法」と、その根拠となる「史」がつねに対応する形で並列的に事業が進んで行くという指摘とも合致する。

以上のことから日本書紀を「支配者の歴史書」あるいは「国家を支配するための歴史書」ということができる。

また、香香背男の説話は日本書紀において「一書」という形ながらも本文（正文）の中に組み込まれている。本文は日本書紀の編者が正当な伝承と考えた中心となる神話であるとされており、その一方で本文ではない「一書」は本文に該当する場面の異伝を伝えたもので、通常、正文よりも低く扱われる⁽⁶⁰⁾。「一書」とされながらも本文に挿入されている形の香香背男の説話は、日本書紀の編者が重視したためにそのような形式になったと

思われるが、このことは太陽信仰との関係で理解できる。

勝俣氏の研究にあるように「金星」である香香背男は冬至旭日にとって邪魔な存在である⁽⁶¹⁾。この説話を挿入した日本書紀の編者も太陽の邪魔をするものとして金星を意識していたと思われる。

第三節 境界

第二節で挙げた大館の研究や日上市史の記述にあるように、香香背男そのものと、茨城県の伝承地である大甕は共に境界との関係が指摘されている。また大和は「塞の神としての石神」と指摘する。塞の神は古くから境の神として信仰されており、境界を明確にしてそこを守るなどと考えられている。後に中国の行路の神の信仰と習合し、道の神としても信仰されていたという⁽⁶²⁾。

大甕の地は久慈郡に属する。久慈郡の北は多珂郡であるが、この多珂郡は第一章で述べたように東北地方・陸奥国と結びついていた。これは、かつて東海道が久慈郡の地までであると考えられていた時期があったことを意味する。陸奥国と国境を接する常陸国のさらに国境に接する地が久慈郡だったのである。

また、大館の研究から、境界で通行を妨げた神としての香香背男を想定できる。そしてその香香背男を倒した建葉槌命は通行を円滑にした神とも考えられ、そのため交通の要衝であった大甕に祀られたと考えることができる。

第四節 交通と蝦夷征討

第二節に記した日上市史の記述から、茨城県における香香背男伝承の関係地は交通の要所であったようである。そこでここでは、それぞれの伝承地と交通、特に古代における交通との関係についてみていく。

日本古代の律令国家は、全国を五畿七道というブロックに区分して支配を行った⁽⁶³⁾。そして七

道は都を起点とする方位によって東の東海道・東山道、北の北陸道、西の山陰道・山陽道・西海道、南の南海道に分けられ、これらは地方行政ブロックであると同時に各ブロックを貫く道路でもあった。また、七道最大の特徴は中央政府による「地方支配の道」として機能した点にあった⁽⁶⁴⁾。中央政府から全国に命令を下す場合には畿内と七道を対象に八通の文書を作成し、道を単位として国から国へ順次送達する諸国通送方式を取るのが一般的で、特定の国に文書を下達する場合でも諸国通送方式によることが多かった⁽⁶⁵⁾。

ただし、道の本義はあくまで行政ブロックの呼称であって実際の道路は「○○の駅路」と呼ばれていた⁽⁶⁶⁾。駅路とは駅家の置かれた道路である。駅家は中央と地方を結ぶ公的な交通・通信を維持するための制度の一環をなす官営の馬継ぎ所で、五〜二十疋の駅馬を置くことを原則とし、おおよそ三十里（約16km）毎を基準に設置された⁽⁶⁷⁾⁽⁶⁸⁾。しかし実際の駅家間の距離には多少の増減があり、全国的な平均は14.9kmであった⁽⁶⁹⁾。

平安時代には、都から放射状に延びる駅路本線と、そこから外れる国への支線を基本とし、他道をつなぐ連絡路はごく一部が存在するのみである。しかしこれは平安時代のことで、それ以前の奈良時代の駅路は七道制の枠組みにとらわれず、より複線的に駅路が網の目状に張り巡らされていた⁽⁷⁰⁾。

こうした七道駅路がいつ、だれの命令によって造られ始めたか、正確なことは不明であるが、七世紀中期から後半にかけて全国的に展開していったと考えられている⁽⁷¹⁾。この時期は、第二節ですでに述べたように、日本が律令国家として確立していく時期である。中央と地方という関係が成立し、中央が地方を掌握するための道具として、「地方支配の道」として駅路は必要だったのである。

また駅路や駅家は設定されてからそのまま固定されていたわけではなく、路線や駅の改廃がいくつもあった⁽⁷²⁾。

さらに、駅路には軍用道路としての側面があったことも指摘されている⁽⁷³⁾⁽⁷⁴⁾。その理由として、道路幅が10メートル以上もあったことや、峠越えで見通しの良い尾根筋を通るなどの軍事的

配慮がみられるものがあること、西日本に多い「車路」の地名が残る道路遺跡が山城を通過していることから、輜重車両の通行も考慮されていた可能性があることの三点が挙げられている。

10メートルを超える道路幅が必要だったのは、大規模な戦乱に際して大軍を送ることを想定していたためであると考えられる。事実、蝦夷征討の際には多くの兵士や軍需物資が東国諸国から陸奥国や出羽国に送られており、それらは駅路を通過していたと思われる。さらに蝦夷征討の頃には道路を延ばしてその前線に城柵を置き、征討の基地として蝦夷を制圧するというを繰り返していたことから軍路が通ることを想定していたことがうかがえる⁽⁷⁵⁾。

峠越えのルートに関しては、東山道の碓氷峠越えや、北陸道の俱利伽羅峠越え、西海道の笹原峠越えがいずれも、後世の街道がより低い峠を越えているのに対し、古代路は標高が高く見通しの良い尾根筋を選んでいく⁽⁷⁶⁾。

古代の車は主に牛によって曳かれており、平安時代に貴族が乗用としていた牛車の他にも、貨物運搬用の目的があった。古代の車のわだち跡は少数ながらも発掘によって判明している。長岡京で発掘された溝状のわだち跡はかなり明瞭で、わだちの他にも牛が踏みつけた跡と思われるものや、牛を曳く人の踏み跡もあった。畿内以外でのわだち跡は、静岡県静岡市の曲金北遺跡や、茨城県笠間市の五万堀遺跡などで見つかっている。これら二つはどちらも東海道の遺跡である⁽⁷⁷⁾。

また、『延喜式』において駅名が記載されているのが「兵部省駅伝」の項目であることから、駅路が軍事を優先させる意味があったものと理解することができる⁽⁷⁸⁾。

大甕神社の東側のあたりから北東方向へ約4kmにわたり、かなり明瞭な道路状痕跡が認められることが、1946年のアメリカ軍撮影の航空写真によって判明しており、この道路痕跡は律令制下の駅家である石橋駅と助川駅の間の駅路と考えられる⁽⁷⁹⁾。この石橋駅と助川駅は同じ駅路の他の駅とともに、弘仁三年（812年）には廃止されている⁽⁸⁰⁾が、これは海道（太平洋沿い）の蝦夷征討事業の成果によって駅が不要となったためとされる⁽⁸¹⁾。

また木下良の説によると、大甕神社の位置する辺りは石橋駅からの道と平津駅からの道が合わさり一本になる岐になっている⁽⁸²⁾。助川駅や石橋駅が廃止される前は、ここから先の道が常陸国から陸奥に通じる唯一の官道であった(図7参照)。この道は先述のように蝦夷征討と深いかわりがあったことから、常陸国から陸奥への唯一の官道として当時の人々は強く意識していたと思われる。



図1：大甕神社拝殿。この裏に香香背男が化けた「宿魂石」がある(石井撮影)。



図2：宿魂石。「宿魂石」と記された石ではなく、その後ろの岩山全体が宿魂石である。この岩山の上に大甕神社本殿が鎮座する(石井撮影)。

石神に関しては古代から交通の要衝であったとされる。石神社は石神外宿と呼ばれる地域の台地の先端に鎮座しており、その北を久慈川が流れるが、この久慈川は那珂郡と久慈郡の境界であると同時に、水運にも利用されていた⁽⁸³⁾。

さらに、古代の駅家である「石橋駅」をこの周

辺に比定する研究もある。木下良は石橋駅を石神の西に隣接する那珂市本米崎の台地上に比定する⁽⁸⁴⁾。『地図でみる東日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』では、石神社の鎮座地近辺に石橋駅を比定している⁽⁸⁵⁾。

また石神や本米崎の位置する久慈川右岸の台地には律令期の遺跡が集中する傾向が強くなることは、久慈川河口部が古代の交通路と強い関わりがあり、特にこの地域は蝦夷征討に関わる兵士や物資の輸送などと関連する重要な地域であったことを示している⁽⁸⁶⁾。その久慈川河口から北上すると海上に香香背男の一部とも、大甕神社と地下でつながるとも言われる「おんねさま」が位置する。先述のように大和がおんねさまについて、港へ入りする航路上の霊域として畏敬されていると述べていることから、陸奥国へ物資を輸送する航海の際に神聖視されていた可能性がある。

石神外宿からは八世紀から九世紀にかけての住居跡が十五軒ほどまとまって発見されており、六位以下の官人が身に着けたと思われる金張りの銅製帯金具や、「神山」と記された墨書土器が出土している⁽⁸⁷⁾。この遺跡の性格が不明なため確実ではないが、石橋駅やその関連施設である可能性が考えられる。



図3：石神社。台地の先端に鎮座している。神体が石であるが、本殿の中にあるため見ることはできない(石井撮影)。

風隼神社は石塚台地と呼ばれる台地の先端に位置する。この台地から北約2km程の所を那珂川が流れるが、かつては阿波山と栗の間を流れ、北方・高久・石塚の崖下を通過して上泉の東に出た

と伝えられている⁽⁸⁸⁾。そうすると、かつて風隼神社是那珂川に面した場所に鎮座していたことになる。

この那珂川も水運利用のための重要な河川であり、特に那珂川河口は船で運んだ蝦夷征討のための物資を集結させるのに最適な場所であったと考えられる⁽⁸⁹⁾。こういった陸奥国への物資は一度郡衙に集まり、その後に川を下り河口部で大船に積みかえたと考えられ、那珂川の流れる那賀郡の場合には那賀川中流域に位置する那賀郡衙（現在の水戸市渡里町）に集められ、それから那珂川を下って河口の港で積みかえたのちに太平洋を北上していったと考えられる⁽⁹⁰⁾。反対に那珂川上流域の物資も、水運に頼ったことが想定できる。上流域から蝦夷征討のための物資を運ぶ船を守護する意味でも那珂川に面していた風隼神社は当時の人々にとって重要な意味があったと考えられる。



図4：風隼神社。神体は石であるが、見ることはできない（石井撮影）。

石井神社の鎮座する石井は、台地のような平坦地は少ないが山地ほど高度や起伏が大きくない、台地と山地の中間的な丘陵地形である⁽⁹¹⁾。また、東部に涸沼川、北部には涸沼川と合流する片庭川、南部にはこれも涸沼川と合流する稲田川が流れており水資源に恵まれた土地である。石井の伝承によると、香香背男の石が湧水地に落ちたと伝えられている⁽⁹²⁾ことから石井と水資源の関係の深さが窺える。



図5：石井神社。神社の前を通る茨城県道1号線が奈良時代の連絡路に比定されている（石井撮影）。



図6：御手洗。この小さな林になっているところに香香背男の石の一部が落ちたとされている。湧水が出ているが、かつてに比べて量が減ってしまったという（石井撮影）。

香香背男の石が落ちたと伝わる石井字御手洗において平成十五年に行われた調査では、奈良時代八世紀中葉の住居跡一軒であったが須恵器が大量に出土したほか、^{てっさい}鉄滓、砥石、平瓦等から、周辺に鍛冶関連作業を行う工房を持つ官衙的遺跡と判断された⁽⁹³⁾。官衙的施設があったのであれば、東側を流れる涸沼川や南部を流れる稲田川を水運に利用していた可能性が考えられる。稲田川は涸沼川と合流し、涸沼川はさらに南東へ続きやがて涸沼へと流入する。この涸沼から更に北東に涸沼川が流れ河口付近で那珂川と合流するのだが、その間の水戸市平戸は平津駅比定地である。

平津駅は想定される常陸国駅路主道から外れて孤立した位置にあり、蝦夷征討のための軍需物資

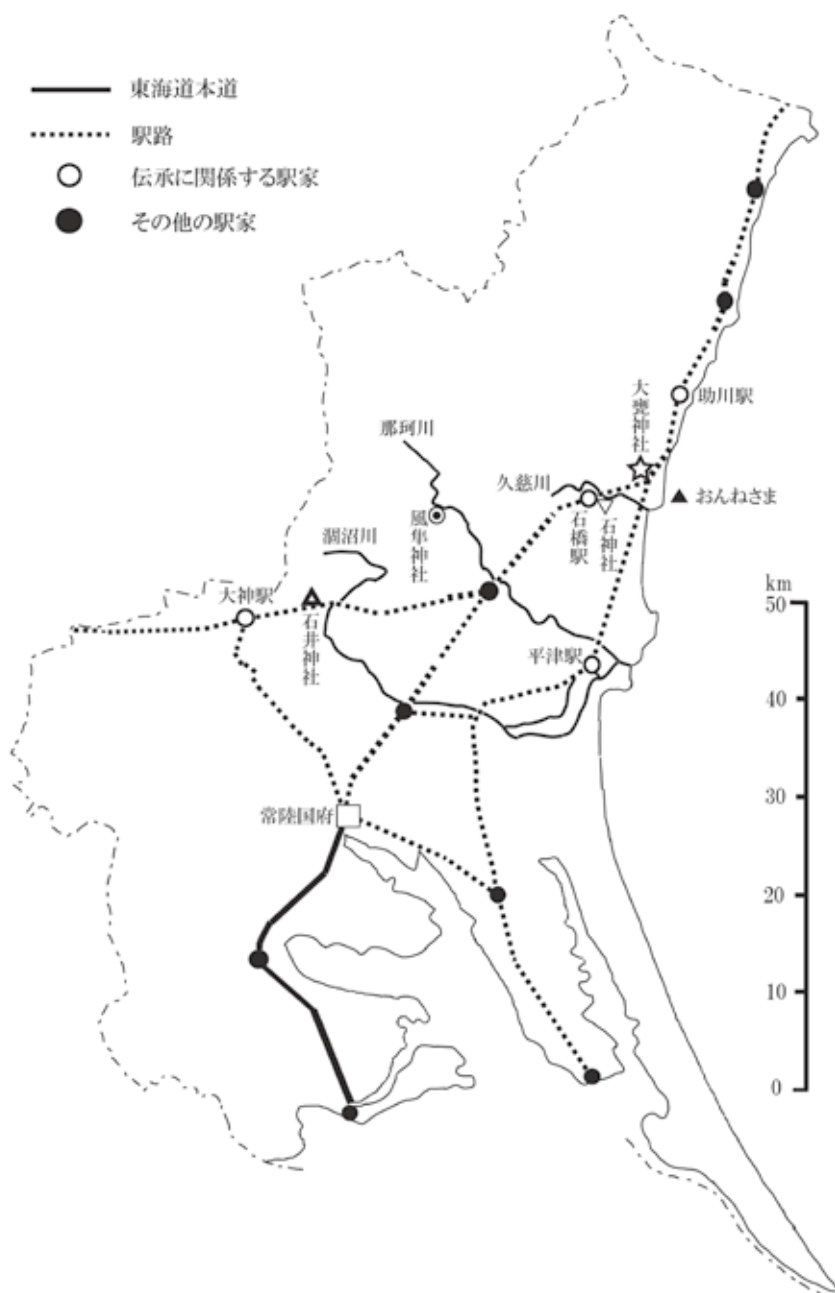


図7: 香背男伝承地図。(木下良編『古代を考える古代道路』吉川弘文館 1996年 p.84
 をもとに石井作成。時代は奈良時代から平安時代初期を想定。)

補給港としての性格を持つ那珂川・涸沼水系の水運の拠点であると考えられる⁽⁹⁴⁾。また、この平津駅は蝦夷征討事業終了と共に廃止されたと思われる⁽⁹⁵⁾。平津駅家は『常陸国風土記』にみえるのみ⁽⁹⁶⁾で、弘仁三年に安侯駅家など六駅が廃止されたときにも、『延喜式』にもその名は見えない。おそらく弘仁三年以前に廃止されたものと考えられるが、平津駅家廃止の記事が資料にみえないのは、この駅が蝦夷征討に際しての物資補給港として臨時に設置された駅家である可能性を示している。特別に設置された駅家だったために廃止も他の駅家より早かったものと思われる⁽⁹⁷⁾。

石井周辺で集められた物資や、製作された金属製品などは涸沼川による水運を利用して先述の平津駅の辺りまで運ばれてそこからさらに陸奥国に運ばれていったと想定できる。

また石井付近には古代の道が通っていた可能性も考えられる。常陸国風土記逸文（仁和寺本『万葉集註釈』巻第二、二・一〇四番歌条）には、新治郡に大神駅があると記されている⁽⁹⁸⁾。この駅は、常陸国府と下野国府をつなぐ連絡路上に位置していたと考えられている⁽⁹⁹⁾。大神駅の比定地は笠間市大郷戸、稲田、飯合大塚、福原、桜川市平沢など周辺地域に多数あり確定的ではないが⁽¹⁰⁰⁾、いずれにせよ木下良の説⁽¹⁰¹⁾から、大神駅から常陸国那珂郡の河内駅に通じる道を想定すると、この二駅間を結ぶ駅路が石井付近を通っていた可能性は高いと思われる。

この大神駅について『地図でみる東日本の古代律令制下の陸海交通・条里・史跡』では桜川市平沢に比定したうえで、大神—河内間の奈良時代の連絡路の一部を茨城県道1号宇都宮笠間線と重ね合わせているが、その重複区間は笠間市の石井神社前の道路である⁽¹⁰²⁾。この説に従えば、石井神社の前を古代の道が通っていたことになる。

以上のことから香香背男伝承地はいずれも古代の交通に関わる土地であったことが理解できる。さらにこれらの土地はいずれも蝦夷征討と深い関係があったこともわかった。

第三章 倭文神・建葉槌命

第一節 倭文について

本研究で対象としている説話のなかで、星神・香香背男は倭文神・建葉槌命^{たけはつちのみこと}によって平定されている。ここではこの香香背男を倒した建葉槌命について考察する。

「倭文」は「しず（づ）り」、「しどり」などと呼ばれる日本古代の織物であることはわかっているが、その実体は未だ解明されていない。おそらくは、縞文様のある、麻などの植物繊維による織物で、弥生時代から伝統のある布ではないかと考えられている⁽¹⁰³⁾。

また、井上辰雄は倭文に関する史料の検討において、和歌の中では恋の場面に倭文が詠まれることから、当時の人々が倭文に「魂結びの呪能」を信じていた可能性を指摘する⁽¹⁰⁴⁾。

これについて、鎌倉時代に復興された祭事の記事⁽¹⁰⁵⁾で使用された倭文は青筋の文様があると記されていることから、この併列的に織り出された文様から恋人が並びたち添いとげるといふ願望へ結びついていったと井上は推測している。そして恋人は互いに倭文の帯などを身に着けて出逢い、時には取り交わして恋の契りとした。これはいわば魂結びの願いで、鎮魂の呪能であったから「シヅ」には「鎮め」の意味も込められていたとも推測する。

また井上は、倭文の青筋の文様は青光りする雷や雨に見立てられたとする。この根拠としてまず挙げているのが『日本書紀』の香香背男平定の記述で、これは夜空に怪しく輝く星を巨大な布で覆い隠す物語であり、この布は雨雲、それを司るのが雷神こそ建葉槌命であると井上は述べる。そして『延喜式』には「葛木倭文坐天羽雷命神社」とあることから雷神の性質を見出している。

さらに井上は、倭文が朝廷の神祭の祭料として用いられていること、特に「鎮め」の祭には必ず倭文が奉納されていることに注目している。

こうした倭文の祭祀用・呪術用としての性格について、もともと自然界に存在しない強い直線文様に対して古代人が呪的効力を見出したことに加え、縞織物が技術的に難しいものであることや、縞文様が古代の日本人の美意識に合わなかったこ

となどから衣服には定着せず、呪具・祭祀具として特化したとの指摘もある⁽¹⁰⁶⁾。理由はともかく、倭文の基本的な性格はやはり祭祀・呪術用の織物だったと考えられる。

この倭文を朝廷に貢納していた部民集団が倭文部（しどりべ、しず（づ）りべ）で、その倭文部を統率する中央伴造が倭文連であり、そして倭文部の奉斎する神が「建葉槌命」、別名「天羽槌雄神」である⁽¹⁰⁷⁾。建葉槌命の名前は先に述べた日本書紀に見え、天羽槌雄神の名は『古語拾遺』に以下のような記述が見える。

「令天羽槌雄神（倭文遠祖也）織文布」⁽¹⁰⁸⁾

この場面では天羽槌雄神は石窟に籠った天照大神を誘い出す際に文布を織ったとされる。

また、倭文神は式内社でも祀られている。『延喜式』に記載された倭文神社は以下の通りである。

表1から式内社の倭文神社の分布は広く、中でも山陰道、東海道を中心に分布していることが理解できる。

表1：式内社の倭文神社一覧⁽¹⁰⁹⁾

1	葛木倭文坐天羽雷命神社	大和国葛下郡
2	倭文神社	伊勢国鈴鹿郡
3	倭文神社	駿河国富士郡
4	倭文神社	伊豆国田方郡
5	倭文神社	甲斐国巨摩郡
6	静神社	常陸国久慈郡
7	倭神社	近江国滋賀郡
8	倭文神社	上野国那波郡
9	倭文神社	丹後国加佐郡
10	倭文神社	丹後国与謝郡
11	倭文神社	但馬国朝来郡
12	倭文神社	因幡国高草郡
13	倭文神社	伯耆国川村郡
14	倭文神社	伯耆国久米郡

第二節 常陸国と倭文

倭文神社は全国に分布するが、『延喜式』に記載された倭文を調として貢納するのは常陸国と駿河国の二国のみで、両国ともに倭文を三十一端とある⁽¹¹⁰⁾。そのうち常陸国は倭文の中心地であったか或いは、中心地というイメージがあったことが『釈日本紀』の以下の記述からうかがえる。

倭文神

大問云此神在何處哉。先師申云坐常陸國依之

諸祭幣物内倭文者常陸國之所濟也⁽¹¹¹⁾。

ここでは倭文神を常陸国に坐す神としている。また、『常陸国風土記』にも以下のように倭文が現れる。

郡の西（一字不明）里に、静織の里あり。上古の時に、綾を織る機を、知れる人在らざりき。時に、この村初めて織りき。困りて名づく。

（訳：郡の役所の西（一字不明）に、静織の里がある。上古の時に、綾を織る機を、知っている人がなかった。その時に、この村で初めて織った。それによって里の名を静織とつけた。）⁽¹¹²⁾

この風土記の記述では、静織の里の記述があり、初めて綾＝倭文⁽¹¹³⁾を織ったことを村の名前の由来としている。そしてこの「静織の里」の比定地である茨城県那珂市静には、建葉槌命を祭神とする式内社の常陸国二宮・静神社が鎮座する⁽¹¹⁴⁾。また、常陸国一宮・鹿島神宮には拝殿前に摂社・高房神社があり建葉槌命を祀るが、本宮に参拝する前にこちらに参拝するのが古例であるとされている⁽¹¹⁵⁾。

以上のことから常陸国と倭文は深い関係にあったことが窺われる。特に、倭文を貢納していたという事実や、倭文の中心地という常陸国のイメージは注目すべき点であると思われる。

第四章 考察

ここではこれまで述べてきたことを総合して、常陸国の香香背男伝承について考察する。

『日本書紀』にあらわれる神話と同じものがなぜ中央から遠く離れた常陸国で語られたのか。筆者はその要因の一つに、中央集権国家としての日本が立ち現れたことがあると考える。7世紀頃に日本が律令国家として歩み始めるにあたり、地方と中央という関係が発生したことで常陸国内でも人々の位置認識が変容した。というのも、おそらく中央集権化される以前においては人々の認識する中央・中心地はそれぞれの首長や豪族の本拠地

であったり、共同体で祀る祭祀施設であったと考えられる。それが変異して、国家の具体的な中央・中心地として都や畿内が成立すると、人々はそれを基準として自分たちの居る場所を認識するようになったと考えられる。常陸国の場合にはそれが「畿内の東」「東海道の最果ての地」「陸奥国と国境を接する辺境の地」という具合であった。言い換えれば、これは国家というものを意識し始めたという事になる。

この陸奥国と国境を接する東の果てという認識も、伝承が語られることとなった重要な要素であると考えられる。常陸国はかつて「日高見国」と呼ばれた地を含む、東の果てというイメージがあり、東の果てという事は国内で太陽が最初に昇る土地であることになる。また第二章で述べたように、勝俣隆は香香背男を金星、特に明けの明星であると結論付けた。そして明けの明星が太陽が昇った後もしばらく輝いている様を、太陽の邪魔をしている存在としての金星=香香背男として神話の中に描いたとしている。明けの明星も旭日も、ともに東方に現れるものである。そのため最初に日が昇る「東の果て」というイメージのあった常陸国はこの伝承の舞台となるにふさわしい土地であったと考えられる。また第一章で述べたように、香香背男の本拠地として語られる大甕の属する久慈郡までが東海道であった。つまり、蝦夷の土地と国境を接する東の果てである常陸国の、さらに果てであるのが久慈郡という事になる。このことも、ここで香香背男の伝承が語られるにふさわしい条件だと思われる。

また、常陸国内で語られる香香背男の伝承地はいずれも古代の交通に関わる土地で、特に蝦夷征討事業に際しての交通と深い関係にある土地であった。香香背男の本拠地とされる大甕の地は常陸国府から延びる駅路が一本になる場所で、この駅路は海道の蝦夷征討のための一本道であった。そのためこの駅路を利用する人々や周辺の人々は蝦夷を強く意識したと思われる。そしてこの道は常陸国府で終点となる東海道本道の延長線上にある。中央政府が地方を掌握するための道具・「地方支配の道」として機能していた七道のひとつである東海道の延長にあるこの道で、支配者の歴史書である『日本書紀』に記されたものと同じ伝承

が語られることは必然であった。第二章でも述べたが、中央集権国家として機能するために必要な「法」(=権力)と「史」(=根拠、幻想)はつねに対応する形で並列的に事業が進んでいった。そしてこれらによる支配を確実なものとしたのが、五畿七道制によって成立した道のネットワークだったのである。だから、権力としての機能を持つ『日本書紀』の神話と同じ伝承が、地方支配の道具である駅路の上で語られたのである。

また香香背男と蝦夷を重ね合わせてイメージしていたことも想定できる。香香背男は神話において最後まで抵抗した神として描かれる。当時はまだ朝廷の支配下に入らず抵抗を続ける蝦夷にそのイメージが重なったのかもしれない。だからこそ香香背男を倒した倭文神・建葉槌命に陸奥国へ向かう人々が加護を願ったのではないだろうか。

あるいは、戦争状態が続く陸奥国に対して国境が接しており、さらに常陸国の延長上に陸奥国があるというイメージや、東の果てという常陸国のイメージから、西から東へと勢力を拡大していった中央政府によって最後に平定された土地としての常陸国のイメージがあったとも考えられる。当時の時点から見れば、すでに国家の下に属している常陸国と、未だ戦争が続き混沌としていて支配が確立していない陸奥国という考えである。この歴史認識として、最後に平定された場所、逆に言えば最後まで中央政府に属さなかった場所というイメージは、神話の中で最後まで抵抗した香香背男と合致するのである。『常陸国風土記』に中央からの使者に抵抗する土蜘蛛などの記述がみられることから、かつては常陸国も逆らっていたという認識があっても不自然ではないと考える。

さらに常陸国が倭文の中心地というイメージもこの伝承を語らせるの一因となったと思われる。大甕は風土記に静織里が記載されるのと同じ久慈郡にあり、久慈郡には常陸国二宮・静神社が鎮座する。そのために香香背男を建葉槌命が倒した伝承の舞台としてふさわしい場所であったのではないだろうか。

上記のように、日本が律令国家として中央集権的な国家を確立しようとした時代、それによって蝦夷征討の事業が開始された。そうした時代に、この説話が生まれたと筆者は考える。

古代国家への所属意識とそれに深く関係する常陸国が陸奥国と接した「東の果て」という地理的イメージ、権力として機能する神話に記された金星である香香背男、地方支配の道として機能した駅路とそれが蝦夷征討の最前線へと続いていたこと、倭文の中心地であるという常陸国のイメージなど、これらの要素が複雑に絡み合う事で、常陸国において香香背男の伝承が語られるようになったと考えている。

それではこの説話は何について語っているのだろうか。筆者はこれを「駅路が通ったこと」を語っていると考えている。第二章で取り上げたように大館真晴は、香香背男に通行を妨げる悪しき神としての性質があることを指摘している。とすると、香香背男を倒した建葉槌命は通行を円滑にした神と考えることができる。また、常陸国の伝承において建葉槌命が香香背男を足で蹴り殺していることも、駅路開通を象徴的にあらわしているのではないだろうか。

先述のように筆者はこの説話を、日本が律令国家として歩み始めたころに語られるようになったと考えている。その当時は政治的に変革が行われた時代で、中央が地方を確実に支配する中央集権的国家に移行していこうとした時期であった。こうした時代にあって地方支配の道具である駅路が通ったという事は、新たな政治体制の下に属するようになった証でもあったのではないだろうか。政治体制が変わったことが地方の人々の生活に少なからぬ影響を及ぼしたことは想像に難くない。こうした時代の変化を象徴する「駅路の開通」を、当時の常陸国の人々は新たな政治体制の根拠たる『日本書紀』における説話、通行の妨げをする星神・香香背男とそれを倒した建葉槌命の神話を使って語ったのだ。

おわりに

常陸国の香香背男伝承は、中央政府の神話である『日本書紀』とほとんど同じ内容の話が、中央から遠く離れた東国の辺境で具体的な場所とともに語られているという、一見すると奇妙な形をしている。しかし歴史地理学的手法を使い、過去の景観を復原し、そこに伝承の場所を重ね、さら

に当時の人々の持っていたイメージの世界を探ることで、この伝承が何を意味するものなのかを考察することが可能となった。また、一つの伝承に様々な要素が複雑に絡み合っていることもわかった。

本論では一応の結論は出したが、反省や課題は山積みである。まず反省している点は「倭文」についてである。倭文そのものとしての確実な資料が無いため、その研究は非常に難しいものであるが、倭文についての研究成果をさらに多く調べることができていれば第三章はさらに深い考察ができていたのではないと思う。そしてそこから論文全体の考察として新たな見地も得られたかもしれない。これは大いに反省している。

また本論文の結論についても課題は残っている。本稿では香香背男の伝承を日本が律令国家として歩み始めてから生まれたものであると結論付けた。そして、この説話は『日本書紀』の神話を基にして語られたとも述べた。しかし、『日本書紀』編纂以前から伝承地、特に大甕において朝廷に服従しない神や人々の伝承が語られていなかったとは断言できない。資料として残っていないため研究は難しいものであるが、服はぬ民などの伝承が根底にあり、そこに中央政府の神話が上塗りされたことも十分考えられる。しかしそれでも、大甕以外の場所に伝承が伝播していったのは、駅路ができ、国家や蝦夷を意識し始めてからのことであると考えている。

課題は多いが、今回はここで擱筆としたい。

【注】

- (1) 本稿では特別な場合を除いて星神の名は「香香背男」で統一する。
- (2) 有蘭正一郎他編『歴史地理調査ハンドブック』古今書院 2001年 p.1-6
- (3) Terry G. Jordan-Bychkov, Mona Domosh, Roderick P. Neumann and Patricia L. Price, *The Human Mosaic*, Freeman, 2006, p.17.
- (4) 山本正三他編『人文地理学辞典』朝倉書店 1997年 p.66
- (5) 同上
- (6) 佐々木高弘『民話の地理学』古今書院 2003年 p.219

- (7) 小島憲之他 校注『日本書紀』①(新編日本
古典文学全集)小学館 1994年 pp.118-119
- (8) 前掲7 pp.132-134
- (9) 日立市役所編『日立市史』常陸書房 1979
年 p.921
- (10) 藤岡謙二郎編『日本歴史地理ハンドブック』
大明堂 1966年 p.300
- (11) 同上
- (12) 茨城県史編集委員会監修『茨城県史』原始古
代編 茨城県 1985年 p.350
『日本書紀』には以下のようにある。
「甲寅に、常陸国、中臣部若子を貢る。」(小
島憲之他 校注『日本書紀』③(新編日本古
典文学全集)小学館 1994年 p.289)
- (13) 前掲10 p.300
- (14) 荒川紘『古代日本人の宇宙観』海鳴社 1981
年 p.43
- (15) 前掲7 p.364
- (16) 植垣節也 校注・訳『風土記』(新編日本古
典文学全集)小学館 1997年 p.457-458
- (17) 前掲7 p.364-365
- (18) 前掲7 p.377
- (19) 前掲7 p.364
- (20) 前掲14 p.44
- (21) 前掲14 p.44
- (22) 日立市史編さん委員会編『新修 日立市史上
巻』日立市 1994年 pp.190 - 191
- (23) 戸沢充則・笹山晴生編『古代の日本』第八巻・
関東 角川書店 1992年 p.339
- (24) 志田諄一「奈良・平安時代初期の蝦夷征伐と
常陸国」『茨城キリスト教大学紀要』2 1968
年 p.1-10
- (25) 前掲12 p.540
- (26) 前掲23 p.345
- (27) 前掲12 p.541
- (28) 前掲12 p.540
- (29) 前掲12 p.540
- (30) 前掲24
- (31) 前掲24
- (32) 前掲24
- (33) 前掲23 p.344-345
- (34) 前掲16 p.415-416
- (35) 協和町史編さん委員会編『協和町史』協和町
1993年 p.96-97
- (36) 前掲35 p.97
- (37) 館野和己・出田和久編『日本古代の交通・交
流・情報1 制度と実態』吉川弘文館 2016
年 p.11-13
- (38) 折口信夫[著]、折口博士記念古代研究所編
纂『折口信夫全集』第二巻 中央公論社
1975年 p.7-8 折口氏は次のように述べて
いる。
「気候がよくて、物資の豊かな、住みよい國
を求め、移らうと言ふ心ばかりが、彼ら
の生活を善くして行く力の泉であった。彼ら
の歩みは、富みの豫期に牽かれて、東へ、
と進んで行つた。彼らの行くてには、いつ迄
も、未知之國(シラレヌクニ)が横つて居
た。其空想の國を、祖(オヤ)たちの語では
常世と云うて居た。過去(スギニ)し方の西
の國からおむがしき東(ヒムガシ)の土への
運動は、歴史に現れたよりも、更に多くの下
積みに埋れた事實があるのである。(中略)
東への行き足が、久しく常陸ぎりで喰い止め
られて延びなかつたことは事實である。祖た
ちの敢てせなかつたことを爲遂げたのは、毛
の國から更に移り住んだ歸化人の力が多い。
此は、飛鳥・藤原から、奈良の都へかけての
大爲事であつた。祖たちが、みかど八洲の中
なる常陸の居まはりに、常世並びに、日高見
の國を考へたのも、此處に越え難いみちのお
くとの境があつて、空想を煽り立てたからで
あつた」。
- (39) 長谷川政春他 校注『土佐日記・蜻蛉日記・
紫式部日記・更級日記』(新日本古典文学大
系24) 岩波書店 1989年 p.371
- (40) 田中裕・赤瀬信吾 校注『新古今和歌集』(新
日本古典文学大系11) 岩波書店 1992年
p.314
- (41) 前掲39
- (42) 茨城県神社誌編纂委員会編『茨城県神社誌』
茨城県神社庁 1973年 p.196-197
- (43) 前掲42 p.923-924
- (44) 前掲42 p.796-797
- (45) 前掲42 p.605
- (46) 日立市役所編『日立市史』常陸書房 1979

- 年 p.921
- (47) 柴田勇一郎『日立の伝説 続』筑波書林 1987年 p.38
- (48) 勝俣隆「天津甕星の解釈について」『長崎大学教育学部人文科学研究報告』44 1992年 p.1-11
- (49) 大館真晴「日本書紀における天津甕星の機能——『是時齋主神云々…』の解釈を通して——」『日本文学論究』57 国学院大学国語国文学会 1998年 p.28-36
- (50) 大館氏は境界祭祀の例として次の三つを挙げている。
- ①一家云へらく、昔、丹波と播磨と国を堺ひし時に、大甕をこの土に掘り埋め、国の境と爲しき。故れ、甕坂と曰ふ。
(訳：一説にはこう言っている。昔、丹波と播磨と、国境を定めた時に、大甕をこの土に掘り埋めて、国の境とした。だから甕坂という。)『播磨国風土記』(植垣節也 校注・訳『風土記』(新編日本古典文学全集)小学館 1997年 p.107)
- ②大吉備津日子命と若建吉備津日子命との二柱は、相副ひて、針間の氷河之前に忌瓮を据ゑて、針間を道の口と為て、吉備国を言向け和しき。
(訳：大吉備津日子命と若建吉備津日子命との二人は、連れだつて、播磨の氷河の岬に忌瓮(神事に用いる瓶)を据えて、播磨を道の口として、吉備国を言向け平定した。)『古事記』(山口佳紀・神野志隆光 校注・訳『古事記』(新編日本古典文学全集)小学館 1997年 p.171)
- ③丸邇臣が祖、日子国夫玖(ひこくにぶくの)命(みこと)を副へて遣しし時に、即ち丸邇坂に忌瓮を据ゑて、罷り往きき。
(訳：丸邇臣の祖先である日子国夫玖命を副えて派遣した時に、早速、丸邇坂に忌瓮をすえて、下つて行った。)『古事記』(山口佳紀・神野志隆光 校注・訳『古事記』(新編日本古典文学全集)小学館 1997年 p.190-191)
- (51) 谷川健一編『日本の神々——神社と聖地 11 関東』白水社 1984年 p.447 - 458
- (52) 前掲 22 p.162、p.204 - 207
- (53) 前掲 50 参照。
- (54) 『講座日本の神話』編集部編『日本神話の成立と構造』有精堂 1976年 p.38-39
- (55) 三浦佑之『風土記の世界』岩波書店 2016年 p.5-30
- (56) 三浦佑之『口語訳 古事記』文藝春秋 2002年 p.368-379
- (57) 前掲 55
- (58) 前掲 6 p.216-218
- (59) 同上
- (60) 勝俣隆『星座で読み解く日本神話』大修館書店 2000年 p.19
- (61) 前掲 48
- (62) 福田アジオ他編『日本民俗大辞典』上 吉川弘文館 1999年 p.683
- (63) 前掲 37 p.2
- (64) 前掲 37 p.6
- (65) 前掲 37 p.6
- (66) 前掲 37 p.3
- (67) 藤岡謙二郎他編『日本歴史地理用語辞典』柏書房 1981年 p.49-50
- (68) 木下良編『古代を考える 古代道路』吉川弘文館 1996年 p.20-21
- (69) 武部健一『ものと人間の文化史 116- I・道 I』法政大学出版局 2003年 p.194
- (70) 前掲 37 p.3
- (71) 前掲 69 p.149
- (72) 前掲 69 p.103
- (73) 前掲 68 p.5-7
- (74) 前掲 69 p.204-215
- (75) 同上
- (76) 同上
- (77) 同上
- (78) 前掲 69 p.208
- (79) 前掲 68 p.79-80
- (80) 廢常陸國安侯。河内。石橋。助川。藻嶋。棚嶋六驛。訳：常陸國の安侯、河内、石橋、助川、藻嶋、棚嶋の六驛を廢止した。(『日本後紀』卷廿二 嵯峨天皇)
- (81) 前掲 22 p.195
- (82) 前掲 68 p.84
- (83) 東海村史編さん委員会編『東海村史』通史編 東海村 1992年 p.120-121

- (84) 前掲 68 p.78-79 木下は本米崎に石橋の字があることや、対岸に源義家や北畠顕家の久慈川渡河にちなむ伝説があること、近世の浜街道の渡河点であったことなどを挙げている。また、石橋駅の一つ前の河内駅想定地からは約 15km、次の助川駅までは約 16kmであり駅設置の規定からも適当な位置と考えられるとする。
- (85) 島方洸一企画・編集統括『地図でみる東日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』平凡社 2012年 p.178
- (86) 前掲 83 p.125、128
- (87) 前掲 83 p.113
- (88) 桂村郷土誌改訂委員会編『桂村郷土誌』三訂版 1998年 p.6
- (89) 前掲 22 p.193
- (90) 前掲 22 p.193
- (91) 笠間市史編さん委員会編『笠間市史』笠間市 1993年 p.29
- (92) 笠間市史編さん委員会編『笠間市史』[地誌編] 笠間市 2004年 p.92
- (93) 笠間市史編さん専門委員会編『新 笠間市の歴史』笠間市教育委員会 2011年 p.64
- (94) 木下良『事典 日本古代の道と駅』吉川弘文館 2009年 p.130
- (95) 前掲 94 p.130
- (96) 平津の駅家の西一二里に、岡あり。
(訳:平津の駅家の西一、二里に、岡がある。)
『常陸国風土記』(植垣節也校注・訳『風土記』(新編日本古典文学全集) 小学館 1997年 p.403)
- (97) 前掲 83 p.108-110
- (98) 前掲 16 p.456
- (99) 前掲 94 p.127、130、165
- (100) 前掲 92 p.110
- (101) 前掲 68 p.84
- (102) 前掲 85 p.117
- (103) 植村和代「古墳時代初期の縞織物——倭文の再現研究を終えて——」『はた』第14号 帝塚山大学日本織物文化研究会 2007年 p.1-27
- (104) 井上辰雄「倭文神の祭祀と信仰」『東アジアの古代文化』第94号 大和書房[編] 1998年 p.40-51
- (105) 『釈日本紀』の倭文神の条には「建久諸祭興行之時、大藏省年預申状、有青筋文之布」とある(狩谷棧濟校訂『釋日本紀』上(續日本古典全集) 現代思潮社 1979年 p.260-261)。これについて井上は「祭事は、なるべく、古来の伝統を重んずることを考えると、たとえ、鎌倉時代に復興されたとしても、可成り、原形に忠実なものと、見做してもよいのではあるまいか。」と述べている。
- (106) 植村和代、村川香代子、澤田絹子「倭文の再現研究」『研究紀要』12 由良大和古代文化研究協会 2007年 p.65-111
- (107) 前掲 104
- (108) 前田育徳会尊経閣文庫 編『古語拾遺』尊経閣善本影印集成31 八木書店 2004年 p.12
- (109) 前掲 103、104 および、
植村和代、村川香代子、澤田絹子「倭文の再現研究」『研究紀要』12 由良大和古代文化研究協会 2007年 p.65-111
小山修三「倭文部の考古学的研究」『上代文化』38 國學院大學考古学会 1969年 p.14-25
皇典講究所、全國神職會校訂『校訂 延喜式』大岡山書店 1929年をもとに作成。
- (110) 前掲 104、
皇典講究所、全國神職會校訂『校訂 延喜式』大岡山書店 1929年 p.829-830、833
- (111) 狩谷棧濟校訂『釋日本紀』上(續日本古典全集) 現代思潮社 1979年 p.260-261
- (112) 前掲 16 p.409
- (113) 同上
- (114) 前掲 42 p.958
- (115) 東実『鹿島神宮』〈改訂新版〉学生社 2000年 p.66

【参考文献】

※注釈に記したものは除く。

上條耿之介「倭文部の研究序説」『日本歴史』第273号 日本歴史学会 1971年
大林太良『日本神話の構造』弘文社 1975年
河野辰男『口訳 常陸国風土記』筑波書林 1978年
塙泉嶺編『西茨城郡郷土史』賢美閣 1979年

志賀剛『式内社の研究 第6巻 関東編』雄三閣
1984年

六國史索引編集部編『日本後紀 續日本後紀 日
本文徳天皇實録 索引』吉川弘文館 1994
年

岸根敏幸『日本の神話——その諸様相——』晃洋
書房 2007年

佐々木高弘『怪異の風景学』古今書院 2009年